

情報漏えい対策は万全ですか？



個人情報保護法とは？

個人情報を利用することにより企業や個人がさまざまな利便が得られる反面、悪用されることにより個人の権利を侵害されるケースが増えています。この法律は個人情報の取扱いに関するさまざまな義務を課すことで、個人の権利を保護することを図った法律です。この法律を受け、各業界の監督官庁はガイドラインを示し、企業も個人情報の取扱い時のセキュリティ強化などの対策を講じています。

情報漏えいの事故例

業種	流出規模	内容
ネット関連業	顧客データ 460万件	自社が運営するブロードバンドサービスの顧客情報が記録されたDVDにより、同社代理店の役員3名が同社を恐喝。DVDには住所、氏名、電話番号等の顧客情報が記録されていた。全会員に対して500円相当の金券等を送付したことにより、コストは約40億円、また社長以下3名の役員が減給処分となった。
金融業	顧客データ 100万件	事務センターから本社宛発送した100万件強の顧客情報が記録された電子媒体を紛失。電子媒体は発見されおらず、破棄した書類に紛れて破棄された可能性が高い。所轄官庁に報告、報道機関に発表、新聞に謝罪広告を掲載、顧客に謝罪文を発送する等の事故対応費用が発生した。
情報処理業	顧客データ 10万件	自治体より受託した図書館のシステム開発の際、従業員が作業目的で自宅に持ち帰っていたノートパソコンごと、パソコン内の図書館利用者の個人情報盗難にあった。このため、自治体および情報処理業者はそれぞれ新聞に謝罪広告を掲載した。情報処理業者は自社の広告費用発生とともに、自治体からも広告費用の求償の請求を受けた。
製造業	顧客データ 7万5千件	同社サンプル商品の申込受付業務を請け負ったマーケティング代行会社から同社顧客名簿が名簿業者に流出。名簿業者には、同社以外にこの代行会社が受付業務を行っていた数社の顧客と見られる情報を含め、10万件以上の個人情報渡っていたことから、情報が代行会社の内部から不正に持ち出された可能性がある。
エステサロン	顧客データ 5万件	同社の顧客・アンケート協力者5万人分の顧客情報がネットに流出。被害者からの照会が相次ぎ、同社に対し謝罪と賠償を求めるための被害弁護団が設立された。
医療機関	患者データ 300件	患者の診療情報が漏えいし、謝罪と経緯説明を実施した。弁護士への相談費用および謝罪等の文書郵送費用等が発生した。

万一、情報漏えい事故が発生したら（損害額の具体例）

顧客情報（氏名・年齢・性別・住所等記載の名簿3,000人分）を、自社従業員が不正に持ち出し転売してしまった。身に覚えのない業者からの電話勧誘を不審に思った顧客からの通報により漏えいが発覚した。直ちに謝罪広告などの対応を行ったが、漏えいをされた顧客の一部（1,000人）から、「執拗な電話勧誘によりプライバシーを著しく侵害された」として損害賠償請求を提起され、実害が大きいと判断された300人に対しては1人あたり約10万円、その他の700人に対しては1人あたり約1万円を損害賠償金として支払うこととなった。また、残りの2,000人に対しては見舞い金としてそれぞれ500円・合計100万円、全国紙に謝罪広告を掲載したための広告費が500万円、弁護士費用が200万円かかった。

<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">損害金</div>	○損害賠償金……(10万円×300人)+(1万円×700人)=3,700万円	}	合計 約4,500万円
	○見舞金費用……500円×2,000人=100万円		
	○謝罪広告費用…500万円		
	○弁護士費用……200万円		

万一の場合に備えて、

「日本商工会議所情報漏えい賠償責任保険制度」への加入をお勧めします。

標的型メール訓練システムをご提供

裏面をご覧ください。

日本商工会議所

情報漏えい賠償責任保険制度

専門事業者賠償責任保険 情報漏えい賠償責任補償特約付

制度の特長

ポイント① 法人情報も補償

個人情報のみならず、企業秘密となっている生産方法等、公然と知られていない特定の事業者に関する情報も補償の対象となります。なお、オプション特約(「個人情報漏えいのみ補償特約」)をセットすることにより、法人情報を補償対象外とすることも可能です。

ポイント② 使用人等の故意も対象

一般に予防策を講じていくとされている使用人等の犯罪リスクにより会員事業者が被る損害を補償します。

ポイント③ 団体割引20%

商工会議所の全国制度ならではのスケールメリットにより、個別契約に比べ保険料が割安となっています。

ポイント④ 漏えいした時期を問わず補償

情報漏えいの時期を問わず補償の対象となります。ただし、初年度契約の保険期間開始日より前に、既に情報漏えいの発生またはそのおそれを知っていた場合等は対象となりません。

ポイント⑤ サイバー攻撃等不正アクセスによる情報漏えいのおそれにも対応

ポイント⑥ 充実の付帯サービス

◆「個人情報漏えい時の対応ガイド」をご加入者に提供(加入者証と同時に送付いたします。)

◆リスク診断サービスを無料提供

個人情報および法人情報の漏えいリスク並びに個人情報保護法対策についての質問シートにご回答の上、提出いただきます。情報漏えいに関する対応状況を総合的に診断し、報告書を作成・送付いたします。

◆標的型メール訓練システムの提供 (2016年3月1日始期より)

会員事業者の従業員(1社最大50名迄)に対して標的型メールを想定したメールを送付し(年1回迄)、メール内のURLクリック状況などから標的型メールへの対応状況をレポートとして報告いたします。

ポイント⑦ 各種割引制度の充実

「告知事項申告書」に記入いただき、情報管理体制が良好であれば最大40%、プライバシーマーク・TRUSTe・BS7799/ISMSの認証取得がなされていれば最大30%、合算して最大60%の割引を適用することが可能です。

対象となる情報漏えい

■対象となる情報

次のいずれかに該当する情報をいいます。ただし、日本国内に所在する、または所在した情報に限ります。

個人情報

個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)に規定される個人情報をさします。ただし、死者の情報を含み、記名被保険者の役員に関する情報は含みません。

法人情報

特定の事業者に関する情報であり、秘密として管理されている生産方法、販売方法その他の事業活動に有用な技術上または営業上の情報であって、公然と知られていない情報

■情報保管方法

電子データ
(サーバー、ファイル)

紙データ
(紙のリスト、申込書、アンケート用紙等)

右記の全ての原因が対象となります

■想定される情報漏えいの原因

外部からの攻撃
(不正アクセス、ウイルス等)

委託先
(委託先での情報漏えい)

過失
(セキュリティ設定ミス、廃棄ミス、単純ミス)

内部犯罪
(従業員・派遣社員・アルバイト等)

情報の漏えい

情報漏えいの発生時期は問いません。最初の保険契約の保険期間開始日より前に発生した情報の漏えいもお支払いの対象とします。ただし、最初の保険契約の保険期間開始日より前に漏えいの事実または漏えいのおそれが生じたことを知っていた(知っていたと合理的に推定される場合を含みます。)情報の漏えいは、保険金支払の対象になりません。

加入プラン

セット名	支払限度額 ※1		免責金額 賠償損害・費用損害毎
	賠償損害 基本リスク 求償リスク	費用損害 ※2	
A	1,000万円	100万円	10万円
B	5,000万円	500万円	10万円
C	1億円	1,000万円	10万円
D	3億円	3,000万円	10万円
E	フリープラン(賠償損害:3億円超、費用損害:3,000万円超)		

※1 支払限度額は、1事故かつ保険期間中通算の支払限度額となります。

※2 費用損害の見舞金・見舞品費用は、個人情報1件につき、1,000円を限度とします。

※ネットワーク危険補償特約は、賠償損害の支払限度額の内枠で支払います。

保険料例

業種	年間売上高	セット名	保険料
建設業	10億円	B	約10万円
印刷業	2億円	B	約10万円
小売業	2,000万円	A	約3万円
飲食店	1,500万円	A	約3万円
インターネット付帯サービス	3,000万円	C	約12万円

■お問い合わせ先

〈募集代理店〉

〈募集代理店所属保険会社〉

〈商工会議所〉

このチラシは、日本商工会議所・情報漏えい賠償責任保険制度(専門事業者賠償責任保険 情報漏えい賠償責任補償特約付)の特徴を説明したものです。詳細は専用パンフレット「日本商工会議所 情報漏えい賠償責任保険制度」および普通保険約款・特約等をご覧ください。保険契約者である日本商工会議所が、三井住友海上火災保険株式会社を幹事保険会社として締結する団体契約をご案内しています。

この保険契約は、複数の保険会社による共同保険契約ですので、引受保険会社はそれぞれの引受割合または保険金額に応じ、連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。なお、引受割合(2017年3月1日までに決定)につきましては、決定次第日本商工会議所ホームページにてご案内いたします。三井住友海上は幹事保険会社として他の引受保険会社を代理・代行して、保険料の領収、保険証券の発行、その他の業務もしくは事務を行います。保険金のお支払いについては募集代理店の属する保険会社が他の保険会社を代理・代行します。